

第 号
年 月 日

指定管理者
浅水コミュニティ運営協議会長 様

申請者 住所又は名称
氏 名
電話 番号

浅水ふれあいセンター利用許可申請書及び 利用料金減免申請書

浅水ふれあいセンターを利用したいので、登米市ふれあいセンター管理規則第2条及び第7条の規定により次のとおり申請します。
なお、利用に当たっては、条例・規則及び利用条件を遵守します。

- 1 利用目的
- 2 利用日時 年 月 日 曜日 時 分から
年 月 日 曜日 時 分まで
- 3 利用する施設及び設備 農産加工室・クラブ室・和室・研修室・多目的ホール
テニスコート (面) ・その他 ()
- 4 利用人員 男 名 ・ 女 名 ・ 計 名

5 減免の理由 条例第10条第1項 1号 ・ 2号 ・ 3号 ・ 4号

6 利用料内訳 免除・5割減・減免なし・1.5倍・10倍・15倍・ナイター照明 (時間)

区分	使用料	区分	使用料
農産加工室	@ × 時間 = 円	テニスコート (1コート)	@ × 時間 = 円
クラブ室	@ × 時間 = 円	テニスコート (2コート)	@ × 時間 = 円
和室	@ × 時間 = 円	テニスコート (3コート)	@ × 時間 = 円
研修室	@ × 時間 = 円	ナイター照明	@300 × 時間 = 円
多目的ホール	@ × 時間 = 円		

個人使用料	@ × 名 × 区枠 (午前・午後・夜間) = 円
個人使用料	@ × 名 × 区枠 (午前・午後・夜間) = 円

農産加工室	200円
クラブ室	200円
和室	250円
研修室	300円
多目的ホール	1,050円
個人利用 (1区枠)	200円
テニスコート (1面)	450円
ナイター照明 (1時間)	300円

指定管理者	
許可	
不許可	

受領印

利用料金
円
(内消費税)
円

第 号
年 月 日

申請者

様

指定管理者

浅水コミュニティ運営協議会長 印
T8700150036055

浅水ふれあいセンター利用許可書 (兼) 領収証

年 月 日付で申請のあった浅水ふれあいセンターの利用については、条例及び規則等を遵守することを条件に許可する。

1 利用目的

2 利用日時 年 月 日 曜日 時 分から
年 月 日 曜日 時 分まで

3 利用する施設及び設備 農産加工室・クラブ室・和室・研修室・多目的ホール
テニスコート (面) ・その他 ()

4 利用人員 男 名 ・ 女 名 ・ 計 名

5 減免の理由 条例第10条第1項 1号 ・ 2号 ・ 3号 ・ 4号

6 利用料内訳 免除・5割減・減免なし・1.5倍・10倍・15倍・ナイター照明 (時間)

区分	使用料	区分	使用料
農産加工室	@ × 時間 = 円	テニスコート (1コート)	@ × 時間 = 円
クラブ室	@ × 時間 = 円	テニスコート (2コート)	@ × 時間 = 円
和室	@ × 時間 = 円	テニスコート (3コート)	@ × 時間 = 円
研修室	@ × 時間 = 円	ナイター照明	@300 × 時間 = 円
多目的ホール	@ × 時間 = 円		

個人使用料	@ × 名 × 区枠 (午前・午後・夜間) = 円
個人使用料	@ × 名 × 区枠 (午前・午後・夜間) = 円

右の金額受領しました。

年 月 日

受領印

利用料金

円

(内消費税)

円

利 用 条 件

- 1 利用許可を受けた施設・設備及び器具等以外は使用しないこと。
- 2 許可なく火気類を使用しないこと。
- 3 許可を受けた利用目的以外に利用しないこと。
- 4 この利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 5 利用許可を受けた施設・設備及び器具等をき損又は滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者である浅水コミュニティ運営協議会長（以下「会長」という。）に届出るとともに、原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
- 6 利用した後は必ず清掃し、速やかに原状に回復すること。また、利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、利用した施設又は設備等を速やかに原状に回復すること。
- 7 条例・規則等に違反すると認めるとき、天災地変、公益上必要があると認められるとき、その他やむを得ない理由により必要があると認められるとき、及び浅水ふれあいセンターの管理上特に必要と認められるときは、その利用の許可を取消し、若しくはその利用を中止できるものとし、これにより利用者に損害が生じても、会長はその損害の賠償の責は負わないものであること。
- 8 上記のほか、利用に当たっては、会長のほか、浅水コミュニティ運営協議会事務局職員等の指示に従うこと。

※利用料金減免の理由（登米市ふれあいセンター条例第10条第1項）

- 第1号 市が、主催又は共催する事業に利用する場合
- 第2号 学校、幼稚園及び保育所等が、その目的達成のために利用する場合
- 第3号 市内の社会福祉団体、社会教育団体及び産業経済団体等が、その目的達成のために利用する場合
- 第4号 その他市長が、必要と認める場合